

2015年7月13日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一
原子力規制庁御中

川内原発 30 キロ圏住民ネットワーク
原子力規制を監視する市民の会

川内原発1号機の高経年化対策の慎重で厳格な審査を求める緊急要請書

川内原発1号機の高経年化技術評価については、検査も十分に行い、補修、交換など必要な対策を取り、対策困難となれば廃炉も検討するという、再稼働ありきでなく規制する立場としてその役割を果たすことを求めます。

川内原発1号機の高経年化対策について、九州電力は7月3日に補正申請書を提出し、規制委・規制庁の審議が本日13日午後から始まります。

福島第一原発で重大事故に至った原子炉が運転開始32～39年の老朽炉であり、事故の教訓を十分に得られないのですから、本来、30年を経過するような老朽原発は再稼働審査の対象からはずすべきでした。事故後、初めての再稼働が予定されている川内原発1号機の高経年化対策の審査は、これまで以上に慎重かつ厳格に行われなければならないことは言うまでもありません。

改めて現場検証や、外部専門家からの意見聴取、パブリック・コメントを実施して結果に反映する必要もあります。また、少なくともこうした審査が終わるまでは、再稼働をさせないようにし、再稼働に向けてのすべての作業を中止させるべきです。私たちは7月6日にそのように要請したところです。

しかし、本日の審査が開始される前に、規制委が、今回の審査を29日には終えて、再稼働に間に合わせることを決めた旨の報道がありました。再稼働に合わせて審査をさっさと終わらせてしまうというのは本末転倒です。

高経年化技術評価の審査により、対策が必要となったり（機器、配管の補修や交換）、対策が困難となれば廃炉の決定さえあり得るはずですが、しかし規制委員会田中委員長は再稼働の前に保安規定変更認可が出せるように審査を急ぐとしています。これは明らかに再稼働ありきの審査であり、規制の役割の放棄です。そのようなスケジュールありきのずさんな審査を認めるわけにはいきません。

また、九電は2013年の申請書では【高経年化技術評価】『原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降30年を経過する日までに、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器(安全上重要な機器)について、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価結果に基づき、30年を超える10年間に実施すべき保守管理に関する方針(長期保守管理方針)を定めるもの。』と記載していたところ、7月3日の補正申請書では、『原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降30年を経過するにあたり、経年劣化に関する技術的な評価を行い、その結果に基づき、今後10年間に実施すべき長期

保守管理方針を原子炉施設保安規定に定めるもの。』と記載を変えています。これは明らかに、原子炉等規制法を無視するように高経年化技術評価の位置づけを変えるものです。規制委員会はこのような不正を許してはならないはずです。

私たちは改めて、慎重かつ厳格な審査を要求します。

要 請 事 項

- 一、川内原発1号機の高経年化対策に関する審査は、福島第一原発事故を教訓とし、これまで以上に慎重かつ念入りに審査をすること。
- 一、少なくとも審査を終えるまでは再稼働をさせないこと。再稼働に向けての作業を中止させること
- 一、高経年化に関する保安規定の審査に際しては、高経年化対策について問題を指摘している科学者・技術者を含めて、外部有識者から意見を聞く場を設け、反映すること。広くパブリック・コメントを募集し、反映すること
- 一、保安規定変更認可だけでは再稼働に入れないはず。高経年化に関する保安規定の審査に際しては、改めて現場検証を実施し、保安活動の状況確認だけでなく、劣化の状況の確認・評価を実施すること
- 一、高経年化技術評価に係わる審査、認可、検査が終了するまでは再稼働できる条件を満たさないと、原子炉等規制法を改定すること。

※ 原子炉等規制法の第八十二条には「発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。」とある。

連絡先

川内原発30キロ圏住民ネットワーク

090-9130-0995／高木章次

原子力規制を監視する市民の会

〒162-0822 新宿区下宮比町 3-12-302／TEL03-5225-7213／FAX03-5225-7214

090-8116-7155／阪上 武